

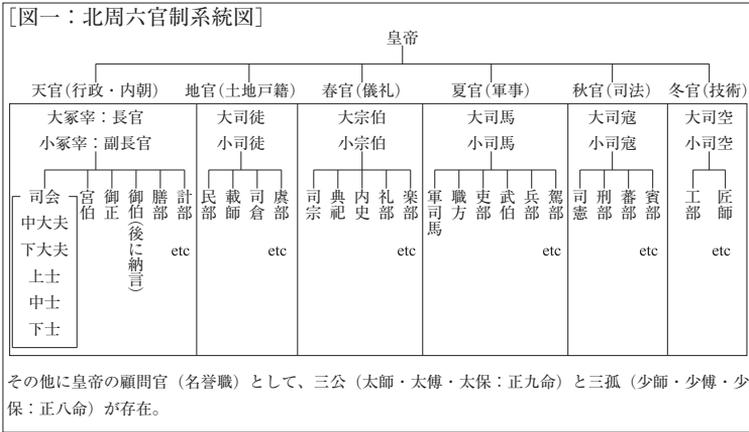
北周司会考——六官制と覇府の関係をめぐって——

会 田 大 輔

はじめに

北魏の永熙三年（五三四）、孝武帝が関中に亡命し、北魏は東西に分裂した。長安に都を置いた西魏・北周では、強盛な東魏・北齊に対抗するため、独自の制度を次々に施行した。なかでも大規模な改革であったのが、『周礼』に基づく六官制の施行である。西魏の実権を握った大丞相の宇文泰は、大統十四年（五四八）に部分的に『周礼』的官制を導入し、廢帝二年（五五三）に大丞相を廢して、大冢宰（百官の長）と都督中外諸軍事（軍最高司令官）を中心とする体制を構築した。^①廢帝三年（五五四）正月には品階にかわって、正九命を頂点とする命階を設定し、恭帝三年（五五六）正月に『周礼』に基づく六官制を施行した。宇文泰没後、宇文護（宇文泰の甥）が実権を握り、孝閔帝（泰の子）を擁立して孝閔帝元年（五五七）正月に北周を建国した。以後、宇文護は天和七年（五七二）三月まで実権を握り続けた（宇文護執政期）。六官制は北周に継承されたが、開皇元年（五八一）二月の楊堅による隋建国後に、ただちに廢止された。

六官制は文献史料に記載が少なく、不明な点が多い。王仲犛氏は、官名の特定を進め、六官制の概要を明らかに



した。⁽²⁾ これをもとに六官制を示すと図一のようになる。皇帝のもとに天・地・春・夏・秋・冬の六府が置かれ、長官は卿(正七命)、副長官は上大夫(正六命)に位置付けられた。各府には部局長である中大夫(正五命)の下、下大夫(正四命)・上士(正三命)・中士(正二命)・下士(正一命)が置かれた(図一では司会を例とした)。六官制については、これまで設置目的に関心が集中してきた。⁽³⁾ また、近年では六官制と西魏や隋の官制との関連性について研究が進められている。⁽⁴⁾ しかし、六官制自体の理解が不十分なままでは、西魏や隋の官制との比較は行えないのではないだろうか。図一はあくまで靜態的な系統図にすぎないのであり、實際の六官制の構造こそ検討すべきである。

西魏・北周の実権を握った宇文泰・宇文護・楊堅の権力基盤は、霸府(大丞相府・都督中外諸軍事府)である。西魏・北周・隋・唐の政治過程における霸府の重要性については、既に谷川道雄氏によって指摘されている。⁽⁵⁾ しかし、これまで宇文護らがどのように霸府と六官制を運用し、政権を掌握していたかについては研究されてこなかった。従来、権力中枢に位置した官職として注目されてきたのが、内史(春官府・詔勅起草)⁽⁶⁾と

御正（天官府・詔勅伝達・顧問官⁽⁷⁾）である。しかし、北周前半期は、都督中外諸軍事・冢宰（天官府長官）を兼任した宇文護が、軍事・行政の実権を掌握し、保定元年（五六二）正月から天和七年（五七二）三月まで天官府に他の五府を従わせ、天官府主導の体制を整えたため、皇帝側近の内史・御正は権力中枢に位置していなかった。内史・御正の研究だけでは、六官制の構造や覇府との関係を解明することはできないのである。そこで本稿では、天官府に属した司会中大夫に注目したい。司会中大夫は、『周書』卷三五薛善伝に「六府の事を總ぶるを副⁽⁸⁾（副總六府事）」とあるように、宇文護執政期には、冢宰を補佐して六府を統括しており、権力中枢に位置していた。後述するように司会には覇府幕僚が就任する事例があり、覇府と六官制の関係を探るうえで鍵となる官職である。

従来の研究は、『周礼』の記述を根拠に、本来の司会は会計管理官・財務長官であったが、保定元年（五六二）正月に天官府が他の五府を統括するようになったため、便宜的に冢宰を補佐し六府をまとめたと理解してきた。例えば史衛氏・石冬梅氏は、司会は西魏の度支尚書（財務長官）に相当するとしている⁽⁸⁾。これに対して焦培民氏は、『周礼』中の司会が財務長官のみならず、政務補佐・監査も職掌としていたことから、北周の司会も単なる財務長官ではないとする。その上で、『周礼』鄭玄注に「今の尚書の若し」とあり、南北朝時代にも司会を尚書令・尚書僕射と関連付ける記述が複数存在⁽¹⁰⁾することを指摘し、『周書』薛善伝等の記事をあげ、北周の司会は北魏の行政長官であった尚書令の職権を持ち、冢宰を補佐し、百官を監督する権限を有していたとする。そして、司会中大夫就任者の前任官が六府の中大夫や中外府幕僚などであり、後任官が上大夫・六府長官や州刺史であったことから、他の中大夫よりも地位が高かったとする。その一方で、焦氏は宇文泰の六官制施行によって尚書省の独立機構とし

ての性質は失われて六府に分散したことを指摘し、司会は独立性を失い、属僚を減らされた尚書令であるとする。

しかし、焦氏のいう独立性を失った尚書令とはどのような存在なのだろうか。果して司会は北魏の尚書と同様の機能を持っていたのだろうか。また、焦氏は六官制の構造や覇府との関係については注目していない。そこで本稿では、司会の職掌・位置付けを明らかにすることで、六官制の構造や覇府との関係に迫っていく。

一 『周礼』中の司会について

1 『周礼』司会の職掌

北周の司会の職掌を明らかにするにあたって、まず六官制の根拠となった『周礼』中の司会の職掌を確認したい。『周礼』天官・冢宰の項には部下の官名が列挙されているが、司会は筆頭にはあがっていない。『周礼』天官・司会の項⁽¹⁾には、

邦の六典・八灋・八則の貳を掌り、以て邦國都鄙官府の治を逆^{ひか}う①。九貢の灋を以て、邦國の財用を致し、九賦の灋を以て、田野の財用を令し、九功の灋を以て、民職の財用を令し、九式の灋を以て、邦の財用を均節す②。國の官府郊野・縣都の百物財用、凡そ書契版圖に在る者の貳を掌り、以て羣吏の治を逆^{ひか}えて、其の會計を聽く③。參互を以て日成を致え、月要を以て月成を致え、歲會を以て歲成を致う④。以て周く四國の治を知り、以て王及び冢宰に詔^つげて廢置す⑤。

とあり、その職掌として次の五点をあげている。①天官長官の冢宰が国を治める法(六典)・官府を治める法(八法)・

都や地方を治める法（八則）を掌るのを補佐し、各官府の治績を調査する。^②諸侯の進貢を収め、税を徴収し、財貨の支出を分配・調節する。^③各官府・地方の貨物や出納簿の副本を保管し、官吏の実績報告を受け取り、監査を行う。^④他の官から提出される資料をもとに、日・月・年ごとの会計文書を作り、実績を検査する。^⑤各地の吏治を明瞭にし、王と冢宰に報告書を提出し、人事の資料を作成する。

このように『周礼』中の司会の職掌は、政務補佐^①・財務長官^②のほか、各官府が提出する書類に基づき政務監査^③・^⑤・会計監査^④を行うなど多岐にわたっており、財務長官に限定されていない。^⑫

2 『周礼』司会の鄭玄注

『周礼』天官・冢宰の「司會 中大夫二人」に注を付けた後漢の鄭玄は、

會は大計なり。司會は天下の大計を主る。計官の長にして、今の尙書の若し。^⑬

と述べ、司會は天下の会計を掌る官で、「今の尙書の若し」としている。^⑭これをうけて南北朝時代には司會を尙書の比喩として用いる事例が存在する（前掲註^⑩参照）。

『周礼』の鄭玄注にみえる「尙書」とは後漢の尙書台（後の尙書省）をさす。渡邊将智氏^⑮によると、後漢の尙書台は、もともと政策伝達の中核機関で、主に官吏からの上奏文の上達と詔の下達を担当していた。尙書台の長官である尙書令の下で、六曹が担当する官府・官吏からの文書を授受し、上奏文を点検して、問題があれば上達を見送り、問題がなければ黄門侍郎を通じて皇帝に上達し、決裁を仰いだ。そして、皇帝が上奏文を決裁し、黄門侍郎を通して

て尚書台に伝達すると、尚書郎が詔を起草し、尚書僕射の検査を受けた後、担当官に下達した。すなわち尚書台は政策伝達を通じて、皇帝の支配意思を形成・実現するための環境を整備していたのである。さらに後漢の尚書は、公卿との集議に参加し、政策に関する意見を交換・議論していた。⁽¹⁶⁾鄭玄が政務補佐・財務長官・政務監査等を掌った『周礼』の司会に「今の尚書の若し」という注をつけたことから、後漢末の尚書の影響力の大きさをうかがうことができる。後漢以降、尚書は徐々に権限を拡大し、政策伝達機関から、多くの官府をまとめる国政の執行機関となっていた。

二 北周の司会の職掌

1 諸史料中の北周の司会

本章では北周司会の職掌について明らかにしていく。本節では、その職掌に関する記事を確認したい。九世紀初めに成立した『通典』卷三九職官二一・秩品四・後周には「正五命 天官 司會・宗師・左宮伯・御正……等中大夫」とあり、天官府の筆頭に司会をあげている。司会の重要性が窺える記事である。しかし、ここには職掌に関する記載はない。

正史史料では、前述の『周書』薛善伝に保定年間に司会となった薛善が六府の統括を補佐していたことが記されていた。さらに『隋書』卷三八鄭訳伝にも、

高祖、丞相と爲り、譯に柱國・相府長史を拜し、内史上大夫の事を治めしむ。高祖、大冢宰と爲り、百揆を總

ぶるに及び、譯を以て兼ねて天官都府司會を領せしめ、六府の事を總べしむ。⁽¹⁷⁾

とあり、大象二年（五八〇）十月に楊堅が大家宰に就任した後、大丞相府長史の鄭詛が司會を兼任して六府を統括したとある。

一方、「司會」財務長官」説の根拠にあげられてきたのが、『周書』卷二二柳慶伝の

慶は郎と爲りてより、司會に迄るまで、府庫倉儲、竝びに其の職なり。⁽¹⁸⁾

という記事である。ここには、柳慶が大統十二年（五四六）の計部郎中就任から、恭帝三年（五五六）の司會中大夫就任まで、一貫して「府庫倉儲」を掌っていたとある。

石刻史料では、天和元年（五六六）に作られた庾信撰「豆盧永恩神道碑」に、

其の年司會を授けらる。八法斯れ掌り、九賦是れ均え、事は歳成を總べ、功は日要を參す。⁽¹⁹⁾

とあり、保定元年（五六二）に司會に就任した豆盧永恩について、官府を治める法（八法）を掌り、税制（九賦）を整え、一日の会計統計（日要）・一年の会計文書（歳成）を統括したとある。ただし、これらの用語は『周礼』を典拠としており、実態をどこまで反映しているか不明である。また建徳三年（五七四）に作られた庾信撰「歩陸孤遑神道碑」には、

俄かに司會に遷り、小司馬を治む。重ねて六軍を總べ、再び八柄を操る。⁽²⁰⁾

とあり、天和末年（五七〇頃）に司會・治小司馬に就任した陸遑について、群臣を統治する権限（八柄）を持つとしている。「八柄」は『周礼』天官・太宰に見える用語⁽²²⁾であり、司會の職掌そのものを示すわけではないものの、司

会が大きな権力を持っていたことを示唆している。なお、「總六軍」は、夏官府（軍事担当）副長官の小司馬の職掌を示したものであり、司会の職掌ではない。

より具体的な様子を記した墓誌が、建徳四年（五七五）に作られた「叱羅協墓誌」である。叱羅協は宇文護の府長史（晋国公府長史）・中外府長史を歴任し、宇文護の側近として長く活躍した人物である。「叱羅協墓誌」には、

大周元年、軍司馬に除せられ、御正・司會を治め、六府を捻ぶ。文武交湊し（文武の業務が集中し）、簿領密勿す（官文書については勤勉に処理した）。……〔天和〕六年、柱國大將軍に除せられ、中外府長史を治め、司會を治め、六府を捻ぶ。²³⁾

とあり、孝閔帝元年（五五七）に軍司馬に就任した後、御正・司會を兼任し、六府を統括し、文武の業務が集中し、官文書を処理したことが記されている。なお、『周書』卷十一叱羅協伝は司會就任時期について、武成二年（五六〇）四月の明帝没後のこととする。

以上の諸史料の記載から、司会が大きな権限を持ち、六府を統括し、官文書を処理していたことが浮かび上がってきた。司会は単なる財務長官ではないとする焦氏の指摘は首肯できよう。しかし、司会の具体的な職掌については不明瞭なままである。

2 州司会

北周では、重要拠点に地方軍政長官の総管や地方長官の州刺史と併存する形で、州司会という官職が設置されて

表一：州司会就任者

	姓名	在任時期	州司会以前の主な歴任官	前任官	後任官	出典
同州司会	令狐整	保定?～571以前	司憲・御正中大夫	中華郡守	始州刺史	周36
	崔猷	575～577	御正中大夫、梁州総管	司会中大夫	小司徒	周35
	杜杲	580～581	司倉・御正中大夫	申州刺史	同州総監	周39、北70
并州司会	柳帶韋	577.2～577.12	職方・兵部・武蔵中大夫	齊王府長史	死没	周22
相州司会	趙芬	577.2～579.2	吏部・内史・御正下大夫、司会・司宗中大夫	浙州刺史	東京小宗伯	隋46、趙芬碑

〔北周六典〕を参考とし、諸史料によって補正して作成。

周：『周書』 隋：『隋書』 北：『北史』 数字は巻数

趙芬碑：『文館詞林』巻452・碑32。

いた。焦氏は言及していないが、司会と官名が同じであることから、職掌が類似していた可能性がある。そこで州司会について検討したい。

州司会の置かれた州と就任者を示すと、表一のようになる。州司会が置かれた地域は三か所に限られている。まず、西魏・宇文護執政期に覇府が設置され、武帝親政後も対北斉の重要拠点として離宮の置かれた同州に、総管・刺史と併存する形で同州司会が置かれた。⁽²⁴⁾次に建徳六年(五七七)正月の華北統一から同年十二月まで、北斉の副都であった并州(晋陽)に并州総管府・并州宮・六府が置かれ、⁽²⁵⁾大象元年(五七九)二月まで、北斉の首都であった相州(鄴)に相州総管府・相州宮・六府が置かれた。⁽²⁶⁾この并州・相州の六府のうち、具体的な就任者が判明するのは司会のみであり、他官に先駆けて設置された可能性が考えられる。州司会就任者はいずれも六府の中大夫経験者であり、州司会の官命・地位が低くなかったことがわかる。また、同州司会の崔猷と相州司会の趙芬は司会中大夫経験者であった。

では、州司会の職掌は何だったのだろうか。史料上に具体的な記述は見えないが、同州・并州・相州に総管・刺史が設置されていたことから、

州司会は地方長官ではない。州司会と同様に地方長官が存在する地域に設置された官職には、北魏・西魏の行台尚書があげられる。北魏の行台は、臨時に置かれた広域地方行政機構で、管轄地域（二州〜数州）における尚書省の権限を委任され、官員の名称は尚書省と同じであった。北魏末には各地に常設されるようになった。西魏時代になると、国政に関与した宇文泰の大行台、軍事出動に伴って設置する事例、在地勢力に授与された郡規模の行台など多様な存在形態をとった。しかし、常設機構でなかったため徐々に減少し、西魏末には消滅した。⁽²⁷⁾北周の州司会と比較すると、各地に設置されている点や広域地方行政機構という点で異なっている。

一方、北周の敵国であった北斉には、副都の并州に東魏の霸府から発展した并州尚書省（別称は并省）が設置され、行政事務を行っていた。⁽²⁸⁾北周の州司会も、華北統一以前は霸府が置かれた同州にのみ設置されていた。この点が北斉の并州尚書省と類似している。また、宇文護誅殺後も武帝・宣帝は、たびたび同州宮に赴き政務をとった。北周では皇帝・宇文護が同州で政務をとる機会が多く、同州司会も北周末まで設置されている。同州司会は北斉の并州尚書省と同様に、同州における行政事務を補佐していたのではないだろうか。となれば司会と尚書は類似した官職ということになる。

なお、谷川道雄氏は、長安と同州を両都制の一種としてとらえている。⁽²⁹⁾しかし、藤井律之氏は同州は北斉の晋陽と異なつて軍事目的に特化していたとし、前島佳孝氏も、長安と同州は北斉の鄴・晋陽と異なり、領域統治エリアを分け合っていたわけではなく、ともに西魏・北周の中核地域であったとする。また、吉田愛氏も、長安と同州の関係は首都と重要軍事拠点の範疇を出ないとする。⁽³⁰⁾武帝・宣帝の巡幸や同州司会の存在を踏まえると、同州は単な

る軍事拠点とはいえない。しかし、北齊の并州尚書省に吏部・度支・五兵等の各曹が置かれ、中央の尚書省に遜色なかったのに対し、北周の州司会には各曹が設置されておらず、その規模は小さかったと考えられる。同州は小規模な行政機構を備えた重要軍事拠点としてとらえるべきであろう。

3 「司会」財務長官」説の再検討

司会の職掌を特定するため、本節では「司会」財務長官」説について検討したい。焦氏は前述した『周書』卷二二柳慶伝の「慶は郎と爲りてより、司會に迄るまで、府庫倉儲、並びに其の職なり」という記事について言及していないが、「司会」財務長官」説を否定するためには本記事の検討が欠かせない。柳慶の官歴を確認すると、「大統十二年（五四六）計部郎中↓十三年（五四七）兼尚書右丞↓十六年（五五〇）大行台右丞↓尚書右丞↓廢帝初（五五二）民部尚書↓恭帝初（五五四）尚書右僕射↓左僕射↓恭帝三年（五五六）司会中大夫」となる。「慶は郎と爲りてより」とあるように、柳慶が「府庫倉儲」を掌ったのは、計部郎中就任後のことである。計部郎中が北魏の金部郎中（倉庫・文帳管理）に相当することから、本来「府庫倉儲」を職掌としたのは計部郎中であつたとみてよい。しかし、柳慶は尚書右丞・民部尚書・尚書右僕射等が財務や文帳管理を専門としたわけではないにも拘らず、司会中大夫に至るまで、一貫して「府庫倉儲」を掌つたとされている。このうち尚書右丞は、漢魏以来、庫藏を掌っており、北魏時代にも尚書三十六曹の半数近くを統括し、そのなかに金部や庫部も含まれていた。⁽³²⁾西魏では、大統十二年（五四六）に北魏以来の六尚書三十六曹制を六尚書十二部制に改めたが、これまでと同じく尚書右丞は尚書十二部の半

数近くを統括したと考えられる。前述の庾信撰「歩陸孤遑神道碑」は、陸遑が大統十四年（五四八）以後に尚書右丞に就任したことについて、

尚書右丞に除せらる。官は會計に聯なり、務めは平準を殷す。⁽³⁴⁾

と述べており、尚書右丞が財務に関与していた様子が窺える。ここから尚書右丞が計部を管轄していた可能性は高い。そのため、柳慶は尚書右丞に転任した後も「府庫倉儲」の管理に関わったのであろう。また民部尚書・尚書左僕射・司会に転任した後も、その経験が買われて、財務に関与して倉庫・文帳管理を行ったと考えられる。それが「府庫倉儲、並びに其の職なり」の意味する所であろう。ここから柳慶伝の記事は「司会」財務長官」説の根拠にはならない。むしろ、尚書右丞や尚書左僕射、そして司会が財務や「府庫倉儲」に関与したことを踏まえると、尚書と司会の類似性が浮かび上がってくる。

4 北周の司会の職掌

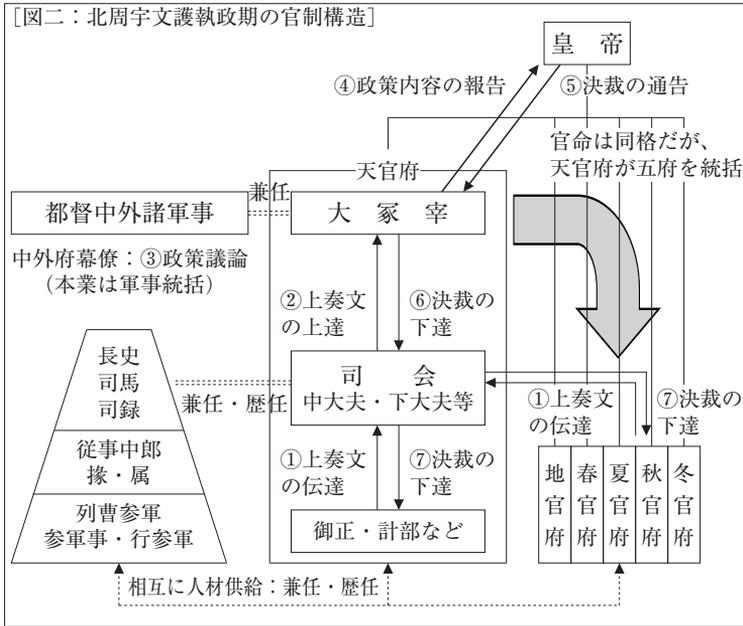
これまでの検討によって、改めて司会と尚書の類似性が明確になった。焦氏の指摘したように、司会は『周礼』本文および鄭玄注、さらには尚書と司会を結びつける当時の觀念に基づいて、尚書省にかわる官職として設置されたとみてよいだろう。しかし、司会は北魏・西魏の尚書省と同様の官職として機能していたのだろうか。

北魏後半期の尚書省は、五世紀末の孝文帝の改革で六尚書三十六曹制に整備され、国政執行機関の役割を果たし、「議」（群臣會議）のとりまとめを行い、宰相機関であったと考えられている。⁽³⁵⁾西魏になると、丞相府が最高政策決

定機構となり、中央軍である二十四軍を統括した。また、宇文泰の大行台も幕僚収容機関として機能し、丞相府幕僚とともに政策の策定・行軍組織の軍政に関与していた。⁽³⁶⁾そのため北魏後半期に大きな権限を持っていた尚書省は、西魏では行政執行機関にすぎなくなった。⁽³⁷⁾大統十二年(五四六)には六尚書三十六曹制から、六尚書十二部制に改められた。前島佳孝氏は、丞相府が指令を発し、中央の尚書省が全国に対してその業務を執行していたとする。さらに廢帝二年(五五三)に大丞相・大行台が廢止され、大冢宰と都督中外諸軍事を中心とする体制に変わると、「軍事は都督中外府が担当し、行政面は中央の尚書省が担当して、宇文泰は大冢宰の肩書で百官を率い、尚書省もその控制下にあった」とする。⁽³⁸⁾最終的に恭帝三年(五五六)に六官制が施行されると、尚書省は解体され、行政執行機関は六府に分散した。

北魏・西魏の尚書省と異なり、司会は各行政機関と直接の上下関係にあったわけではない。州司会にも各曹は設置されていなかった。西魏末の六官制施行時に、尚書省は解体されており、司会が北魏・西魏の尚書省と同様に行政執行機関の役割を果たしたとは考えられない。また司会が政策立案や「議」の取りまとめを行った形跡も確認できない。司会と北魏・西魏の尚書省は同一の官職とは言えないのである。この点を踏まえて焦氏は、司会は独立性を失った尚書であるとするが、具体的な職掌については論じていない。

では、その職掌はいかなるものだったのだろうか。司会が行政執行機関と切り離されていたにも拘らず、諸史料に六府の統括と文書処理を職掌としたことが記されていた点に着目すると、政策伝達機関であった後漢の尚書台との類似性が想起される。北周の司会は尚書省に相当する官として設置されたが、尚書省が解体され、行政執行機関



が失われていたため、後漢の尚書台と同様に政策伝達を掌り、大冢宰の下で六府からの上奏などの統括と決定事項の伝達を担ったのではないだろうか。そして保定元年（五六）正月に、天官府が他の五府を統括する体制が成立した結果、司會は北魏の尚書省と同様に六府を統括するようになったと考えられる。これを踏まえて政策伝達の流れを示したものが図二である。

次に司會と覇府との関係について検討したい。前鳥佳孝氏が指摘しているように、都督中外諸軍事はあくまで軍事を統括する機構であり、直接行政を掌っていたわけではない。³⁹⁾しかし、巨大な幕僚を抱えた中官府が政策決定に全く関与しなかったとも考えにくい。前稿で中府幕僚就任者について検討した結果、中府幕僚を経て六府の官僚となる事例や、中府幕僚と六府の中大夫・下大夫を兼任する事例が

見え、経験を積んだ人材を相互に供給している様子が窺えた。⁽⁴⁰⁾ 宇文護執政期の中外府は人材プール機関として機能しており、重要な仕官ルートの一つだったのである。司会中大夫に目を向けると、宇文護執政期には中外府長史・司馬（正五命^{中大夫相当}）⁽⁴¹⁾ が兼任する事例や、中外府幕僚経験者が就任する事例がみられる（次章で詳述）。司会の職掌を踏まえて宇文護執政期における覇府と六府の関係を説明すると次のようになる。六府から上奏が司会に寄せられる（図二の①）と、司会はこれを大冢宰である宇文護に伝達（②）し、宇文護の信任する人物や中外府幕僚、特に六府官僚と兼任している幕僚などとともに内容を議論（③）し、その結果を大冢宰が皇帝に報告（④）し、皇帝の裁可（⑤）を経たのち、大冢宰から決裁内容が司会に下達（⑥）され、各部局に下達された（⑦）と考えられる。宇文護は信任する司会を通じて、行政を掌握していたのである。

三 司会中大夫就任者の分析

1 宇文護執政期の司会中大夫就任者

本章では司会中大夫就任者の分析を通して、前章で示した司会の職掌・位置について確認したい。西魏末・宇文護執政期の司会中大夫就任者を表にまとめた（表二）。司会には漢族・非漢族ともに就任していた。このうち宇文深・韓褒・柳慶・叱羅協・陸逞・薛善は、西魏時代に宇文泰の幕僚として活躍した人物であり、西魏との人的連続性が窺える。⁽⁴²⁾ また、西魏末・北周初には宇文泰側近（李植・柳慶）が就任し、宇文護執政期には宇文護に信任された人物（崔猷・叱羅協・薛善・陸逞…再任含め七例）が司会の約四割（七／十七）を占めている。なかでも保定年間に中

表二：西魏末・北周宇文護執政期の司会中大夫就任者

人名	在任時期	親族	権力者との関係	前任官	後任官	出典
李植*	556?～557.9	父：李遠	宇文泰の信任	丞相府司録	梁州刺史	周3・25
柳慶	556～557?		泰の信任	尚書左僕射	万州刺史	周22
崔猷	560～561		宇文護の信任	御正中大夫	梁州総管	周35
叱羅協	560～保定?		護の信任 兼中外府長史	治御正中大夫、護府長史	少保	周11、叱羅協墓誌
豆盧永恩	561～562	兄：豆盧寧	子の通が護の幕僚	利州刺史	隴右総管府長史	周19、豆盧公神道碑
宇文深	保定初～568	兄：宇文測		京兆尹	死去	周27
韓褒*	562～563			御伯中大夫	汾州刺史	周37、韓褒墓誌
柳慶	563～566?		護に非協力	宣州刺史	死去	周22
薛善	保定?		護の信任	中外府司馬	京兆尹	周35
崔猷	保定?～575?		護の信任	梁州総管	同州司会	周35
于翼	566～568以後	父：于謹	護に形式的に尊重さる	軍司馬中大夫	小司徒	周30
豆盧勣	567～?	養父：豆盧寧	兄の通が護の幕僚	邵州刺史	信州総管	隋39
李綸*	569～天和末?	父：李弼	父の弼が護に協力	内史下大夫?	司宗中大夫?	周5、李綸墓誌
陸逞	569～570頃?	兄：陸通	護の信任	京兆尹	河州刺史	周32、歩陸孤逞神道碑
陸逞	570?～572前	兄：陸通	護の信任	中外府司馬	小司馬	周32、歩陸孤逞神道碑
梁睿	570?～571?	父：梁禦		中州刺史	小冢宰	周5、隋37
叱羅協	571～572.3 治司会		護の信任 兼中外府長史	少傅	除名	叱羅協墓誌
侯莫陳凱	天和～573以後	兄：侯莫陳崇	兄崇は護によって自殺	丹州刺史	不明	周5・16

『北周六典』を参考とし、諸史料によって補正して作成した。漢族には網掛けを施した。

周：『周書』 隋：『隋書』 数字は巻数

豆盧公神道碑・歩陸孤逞神道碑：『庚子山集注』。李綸墓誌・叱羅協墓誌：毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』10冊（線装書局、2008年）No.1384・1385。韓褒墓誌：未報告（明治大学博士後期課程の石野智大氏より北京大学図書館所蔵拓本写真を提供していただいた。また、西安碑林博物館研究員王其韓氏より西安碑林所蔵拓本写真を提供していただいた。記して深謝申し上げたい）。

※李弼・李遠の一族が非漢族であることは、山下将司「西魏・北周における本貫の閩隴化について」（『早稲田大学教育学部学術研究 地理学・歴史学・社会科学編』49、2001年）、前島佳孝「北周徒何綸墓誌銘と隋李椿墓誌銘—西魏北周支配階層の出自に関する新史料—」（『西魏・北周政権史の研究』汲古書院、2013年、初出2005年）参照。韓褒は、正史に「其先潁川潁陽人也。能居昌黎」とあるが、墓誌に「燕州昌平苦水人也。侯呂陵國姓、出自漢北、匹也頭辱紇酋長之冑焉」とあり、非漢族であったことがわかる。

外府長史と司会を兼任した叱羅協や、中外府司馬から司会に遷った薛善は、正史や墓誌に「総六府」と記されている。また、崔猷は天和年間を通じて司会に在任し、叱羅協・陸逞（中外府司馬経験者）は複数回司会に就任している。

一方で西魏以来の非漢族系功臣（豆盧永恩・宇文深・韓襲）や元勳（八柱国十二大將軍クラス）の子弟（李植・于翼・豆盧勣・李綸・梁睿・侯莫陳凱）、さらには宇文護に非協力的であったとされる柳慶も司会に就任している⁽⁴³⁾。しかし、彼らの列伝・墓誌には「総六府」といった記述は見えない。『周礼』によると司会の定員は二名であり、表二に在職時期が重なっている事例があることから、司会は複数名設置されていたとみてよい。そのため、宇文護との関係が希薄な人物が就任しても問題は生じなかったのである。焦氏が指摘しているように、司会中大夫はその他の中大夫よりも地位が高かった。そのため非漢族系を優遇していた北周では、非漢族系功臣や元勳子弟を司会に任命したと考えられる。

司会は詔勅起草や政策立案を職掌としていないため、司会に就任しただけでは大権を握ることはできなかった。

このことは西魏時代に宇文泰の側近（丞相府司録）であった李植が、北周初に司会に就任していたにも拘らず、『周書』卷十一宇文護伝に、

時に司會李植・軍司馬孫恆等、太祖の朝に在りて、久しく權要に居る。護の執政を見て、容れられざるを恐る⁽⁴⁴⁾。

とあるように、宇文護の執政を見て権力中枢からはずされることを恐れ、孝閔帝とともに宇文護誅殺を計画したことから窺える⁽⁴⁵⁾。「総六府」という記載が、宇文護側近の薛善・叱羅協にのみ見えることから、あくまで司会は中外府幕僚との兼任や中外府幕僚経験者といった権力者の信任と、天官府が他の五府を統括したことによって強い

影響力を持ったのである。宇文泰・宇文護にとって司会は、行政を円滑に執行し、政権を維持するため重要な官職であり、そのため信任する人物を就任させたのである。

2 武帝親政期以後の司会中大夫就任者

天和七年（五七二）三月、武帝は宇文護を誅殺し、皇帝親政を開始した。武帝は中外府を廃止し、大冢宰の実権を剥奪し、天官府と他の五府を同格化した。その一方で、皇帝側近で詔勅を掌る内史の権限を強化した。『周書』卷三二柳敏伝附柳昂伝に、

武帝の時、内史中大夫・開府儀同三司と爲る……塗に当たり事を用い、百寮皆其の下に出づ。……武帝崩じ、遺を受けて輔政す。⁽⁴⁶⁾

とあるように、内史中大夫の柳昂は政治を担って百官を統括し、武帝没後に宣帝の輔政を遺囑された。このように武帝親政期になると、内史が詔勅起草のほか、朝政に参与して武帝を補佐して百官を統括するなど、武帝の専権体制を支えていたのである。⁽⁴⁷⁾

このような状況下、司会にはどのような人物が就任したのだろうか。表三は武帝親政期以後の司会中大夫就任者をまとめたものである。これを見ると、宇文護誅殺直後の宇文孝伯を除き、武帝側近は就任していない。また、元勳の子弟（侯莫陳凱・李端）は少なく、主に行政系統の中大夫・下大夫経験者が就任している。武帝の親政開始後、天官府と五官が同格化し、内史の地位が向上した結果、司会は政策伝達を掌るのみとなり、皇帝側近を就任させる

表三：北周武帝親政期以後の司会中大夫就任者

人名	在任時期	親族	権力者との関係	司会以前の主な歴任官	出典
崔猷	保定?～575?		娘が護の養女	御正・司会中大夫、梁州総管	周35
侯莫陳凱	天和～ 573以後	兄：侯莫陳崇		工部・司憲・礼部中大夫	周5・16
宇文孝伯	建徳初～ 576以前	父：宇文深	武帝の側近	宗師下大夫	周40
元偉	573～574?			師氏・匠師・司宗中大夫	周38
李端	?～577以前	父：李賢		不明	周25
趙芬	建徳～576?			吏部・内史・御正下大夫	隋46、趙芬碑
趙熨	建徳～579?			民部中大夫	隋46
韋世康	大象?～580	父：韋復		民部中大夫	隋47
鄭訳	580～581?	父：鄭孝穆	宣帝・楊堅の側近	御正下大夫・内史上大夫	隋38
趙熨	580			民部中大夫・御正上大夫	隋46
李雄	580～581			賓部下大夫・本府中大夫	隋46
楊尚希	580～581		隋の宗室待遇	計部・東京司憲中大夫	隋46
劉仁恩	580～581?			内史上大夫・徐州刺史	劉仁恩墓誌

〔北周六典〕を参考とし、諸史料によって補正して作成した。漢族には網掛けを施した。

周：『周書』 隋：『隋書』 数字は巻数

趙芬碑：『文館詞林』巻452碑32。

劉仁恩墓誌：胡戟等編『大唐西市博物館藏墓誌』（北京大学出版社、2012年）17番。

必要が無くなり、熟練した官僚が就任するようになったのであろう。

しかし、大象二年（五八〇）五月に宣帝が没し、楊堅が左丞相に就任して実権を掌握すると状況に変化が生じる。この時期には宣帝期に皇帝を補佐した側近官の内史上大夫・御正上大夫をつとめた人物が司会に就任しており、司会の地位があがっていることがわかる。ここで注目すべき点は、『周書』巻八靜帝紀・大象二年十月条に、大丞相・隨國公楊堅に大冢宰を加え、五府は天官に總べらる⁴⁸。

とあるように、大丞相（九月に就任）の楊堅が大冢宰を兼ねて五府を天官府の下に置き、三七二頁の『隋書』巻三八鄭訳伝で示したように、丞相府長史の鄭訳に内史上大夫と司会中大夫を兼任させ、六府を統括したことである。この時期は宇文護執政期と同じく、霸府（丞相府）が存在し、天官が五府を統括していた。宇文護と同様に

楊堅も行政を円滑に運営するため、側近を司会に就任させたのである。

おわりに

本稿は司会の職掌について検討してきた。その成果をまとめると次のようになる。

①北周の司会は、『周礼』と鄭玄注に依拠して、尚書省に相当する官として設置された⁽⁴⁹⁾。しかし、六官制施行によって尚書省が解体されたため、司会の権限は北魏の尚書省よりも縮小し、六府からの上奏の統括と決定事項の伝達といった政策伝達を主な職掌とした。

②司会は天官府に他の五府が隸属したこと、権力者の信任する人物（中外府幕僚を兼任・中外府幕僚経験者等）が司会に就任することによって影響力を持ち、六府を統括した。

③宇文護・楊堅にとつて、司会は行政を円滑に執行し、政権を維持するために欠かせない重要官職であったため、信任する人物を就任させた。一方、武帝・宣帝親政期は政策伝達を掌るのみであり、熟練した官僚が就任すれば十分であった。

本稿の検討により、宇文護執政期の中外府が軍権を掌握していただけでなく、司会を通じて間接的に行政にも関与していたことが判明した。北周建国後、宇文護は都督中外諸軍事と大冢宰を兼任し、天官府に他の五府を従わせ、軍権・行政の実権を掌握した。彼は非漢族系元勳・関中漢人郡姓・入関山東貴族などの多様な勢力に配慮した人材登用を行い、中外府も人材プール機関の機能を果していた。中外府幕僚から六府の官僚に転任する事例も多く、中

外府が重要な仕官コースになっていた。⁽⁵⁰⁾ 宇文護執政期の中外府は、行政運営の点でも、人材登用の点でも、六官制と密接に関係していたのである。

宇文護誅殺後、親政を開始した武帝は、大冢宰の実権を剥奪し、天官府と五府を同格化した。その結果、司会も本来の職掌である政策伝達に携わるのみとなった。また、武帝は中外府や六府中大夫を廃止して官僚ポストを大幅に削減し、皇帝に軍事・行政の権限を集中させた。さらに皇帝側近の内史の権限を強め、政策立案に関与させ、百官を統括させた。しかし、武帝は中外府にかわる人材プール機関・仕官ルートを創設する前に没してしまい、強大な皇帝権力と諸勢力の取り込みを兼ねた新たな官制構造を生み出せなかった。

北周末に大丞相・大冢宰となった楊堅は、宇文護と同様に丞相府長史の鄭訳に司会を兼任させ、北周の行政の実権を掌握した。隋を建国した楊堅は、ただちに六官制を廃止し、北斉・北周の官制を混淆した新しい官制を創出したが、その際、宇文護執政期や北周末の自身の権力奪取の経験を踏まえ、霸府となりうる大丞相や都督中外諸軍事を廃止するのみならず、三公（太尉・司徒・司空）の府佐も廃止し、三省（尚書・門下・中書）の長官を宰相とする分権体制を構築した。⁽⁵¹⁾ 本稿の冒頭で述べたように、近年、北周官制が隋官制に与えた影響について研究が進められており、雷聞氏も隋の尚書六部の名称や、六部二十四司中の三司（司勳・職方・司門）が北周に由来することを指摘している。⁽⁵²⁾ しかし、隋の尚書省は北魏・北斉の尚書省の系譜を継ぎ、六部二十四司を統括して行政執行機関として機能しており、北周の司会の影響は小さいように思われる。北周の司会や六官制が隋の官制に与えた影響については、今後の課題としたい。また紙数などの問題で論じ尽くせなかった部分については、機会をみて補正していきたい。

註

- (1) 前島佳孝「西魏宇文泰政権の官制構造について」(『西魏・北周政権史の研究』汲古書院、二〇一三年、初出二〇一一年) 参照。
- (2) 王仲荦『北周六典』(中華書局、二〇〇七年、初版一九七九年) 参照。六官制の全体像については、宇野精一『中国古典学の展開』(『宇野精一著作集』第二卷、明治書院、一九八六年、初出一九四九年)、富田健市「西魏・北周の制度に関する一考察―特に『周礼』との関係をめぐって―」(『史朋』一二、一九八〇年) もある。
- (3) 六官制制定の目的については、谷川道雄「五胡十六国・北周における天王の称号」(『増補 隋唐帝国形成史論』筑摩書房、一九九八年、初出一九六六年)、同「周末・隋初の政界と新旧貴族」(同書所収、初出一九六七年)、川本芳昭『中国の歴史〇五 中華の崩壊と拡大 魏晋南北朝』(講談社、二〇〇五年) 二七三頁などが言及している。小林安斗「鮮卑のえがいた理想国家と華夷観―六世紀中国における胡漢問題についての一試論―」(『千葉史学』四一、二〇〇三年) は、北魏以前の鮮卑の制度(軍人改姓⇨擬制的に部族復興)と漢族の理想である「周」制を再現し、非漢族・漢族を両属させることで、双方の融和を進め、団結させる意図があったとする。本稿では六官制の実際の構造に注目するため、制定目的については論じない。制定目的については今後の課題としたい。
- (4) 西魏官制との関係については、石冬梅「西魏北周六官制度新探」(『西南大学学报(人文社会科学版)』三三三―二〇〇七年)、同「北周六官源流考」(『保定学院学报』二〇〇八年) 参照。隋官制との関係については、閻步克『品位与職位―秦漢魏晋南北朝官階制度研究―』(中華書局、二〇〇二年) 五七一―五七九頁、吳宗国「三省的發展与三省体制的建立」(吳宗国主編『盛唐政治制度研究』上海辭書出版社、二〇〇三年)、史衛「隋唐財政制度之北周淵源略論」(『魏晋南北朝隋唐史』二〇〇八一、初出『唐都学刊』二二―五、二〇〇七年) など参照。
- (5) 谷川道雄「府兵制国家と府兵制」(前掲註(3)) 谷川書、初出一九八六年 参照。呂春盛氏・陶賢都氏は、宇文泰・楊堅の大丞相府幕僚の人的構成を分析している。呂春盛「閔隴集團の権力結構演変―西魏北周政治史研究―」(稻郷出版社、二〇〇二年) 一一二―一一三頁、三二七―三二八頁、陶賢都『魏晋南北朝霸府与霸府政治研究』(湖

南人民出版社、二〇〇七年）一九二〜一九六頁参照。拙稿「北周宇文護執政期再考―宇文護幕僚の人的構成を中心に―」（『集刊東洋学』九八、二〇〇七年）では、宇文護の中外府幕僚の人的構成について分析し、拙稿「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察―幕僚の官名・官品（官命）・序列を中心に―」（『明大アジア史論集』一五、二〇一一年）では、西魏・北周の覇府幕僚の官名・序列などを検討した。

(6) 山本隆義『中国政治制度の研究―内閣制度の起源と発展―』（東洋史研究会、一九六八年）一九三〜二〇〇頁、石冬梅「論北周的御正和内史」（『唐都学刊』二二―二、二〇〇六年）参照。山本氏は、宇文護執政期に内史は政務に関与できなかったが、武帝親政期以降、「天子の獨裁が見られ、ここにおいて内史・御正等の官が重用され、機務に與かり宰輔の地位を占めるに至った」（一九七頁）とする。

(7) 御正の職掌について、前掲註(3) 谷川「周末・隋初の政界と新旧貴族」は、天子の側近で、王言を下達する役目であったとする。前掲註(6) 石論文は、御正は中書監に該当すると述べている。一方、榎本あゆち「西魏末・北周の御正について」（『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一年）は、文武両面から天子を補佐する顧問官であり、北魏の散騎官に相当すると述べている。拙稿「北周武

帝親政期・宣帝期における側近官の人的構成」（『明大アジア史論集』一八、二〇一四年）では、先行研究と石刻史料の記述を踏まえて、御正は詔勅伝達を掌ることもあった顧問官とした。

(8) 前掲註(4) 史論文、前掲註(4) 石「北周六官源流考」参照。

(9) 焦培民「略論北周司会的地位与職掌」（『北方論叢』二〇一〇―二、二〇一〇年）参照。

(10) 例えば『梁書』卷十四任昉伝の上奏文に「驃騎上將之元勳、神州儀刑之列岳、尚書是稱司會、中書實管王言」とある。『陳書』卷二七江総伝にも、尚書と司会を関連付けた江総の策文が収録されている。さらに焦氏は、北周の司會が「都府司會」（『隋書』鄭詛伝）、「都司會」（『隋書』卷四六趙煚伝）と呼ばれたことを指摘し、北斉で尚書省長官が「都省」（『隋書』卷二七百官志）と呼ばれたことと関係すると述べている。

(11) 「掌邦之六典・八灋・八則之貳、以逆邦國都鄙官府之治。以九貢之灋、致邦國之財用、以九賦之灋、令田野之財用、以九功之灋、令民職之財用、以九式之灋、均節邦之財用。掌國之官府郊野・縣都之百物財用、凡在書契版圖者之貳、以逆羣吏之治、而聽其會計。以參互攷日成、以月要攷

月成、以歲會攷歲成。以周知四國之治、以詔王及冢宰廢置」
 (12) 解釈は本田二郎『周禮通釋』上(秀英出版、一九七七
 年)三九頁に拠った。

(13) 「會大計也。司會主天下之大計。計官之長、若今尚書」

(14) 『周礼』鄭玄注において尚書に例えられた官職には、
 司会のほかにも春官の内史・御史があげられる。内史では
 「凡四方之事書内史讀之」の注に「若今尚書入省事」とあ
 る。また、御史では「掌贊書」の注に「若今尚書作詔文」
 とある。しかし、尚書の職掌の一部が一致すると指摘され
 ているにすぎず、尚書そのものに相当する官職とはみなさ
 れていない。『周礼』鄭玄注の「若今某某」については、
 西川利文『周禮』鄭注所引の「漢制」の意味―特に官僚
 制を中心として―(小南一郎編『中國古代禮制研究』京
 都大學人文科學研究所、一九九五年)参照。西川氏は、鄭
 玄は経書理解のために同時代(今)の官制との類似点を
 示したとする。

(15) 渡邊将智「政策形成と文書伝達―後漢尚書台の機能を
 めぐって―」(『後漢政治制度の研究』早稲田大学出版部、
 二〇一四年、初出二〇〇八年)参照。富田健之「後漢前半
 期における皇帝支配と尚書体制」(『東洋学報』八一―四、
 二〇〇〇年)は、尚書台は皇帝と一体化した「皇帝官房」

として機能し、官僚機構を統御・運用していたとする。一
 方、渡邊氏は、「尚書台はあくまでも皇帝の支配意思の伝
 達者」(二三六頁)であり、政策形成への参加は確認でき
 ないとする。本稿では、尚書台の職掌である文書伝達に注
 目し、「皇帝官房」であったか否かについては問わない。

(16) 福永善隆「漢代における尚書と内朝」(『東洋史研究』
 七二―二、二〇一二年)参照。

(17) 「高祖爲丞相、拜譚柱國・相府長史、治内史上大夫事。
 及高祖爲大家宰、總百揆、以譚兼領天官都府司會、總六府
 事」

(18) 「慶自爲郎、迄于司會、府庫倉儲、竝其職也」

(19) 『文苑英華』卷九二五職官三三・長史一、庾信撰・倪
 璠注・許逸民校点『庾子山集注』(中華書局、一九八〇年)
 卷十四、毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』一〇冊(線裝書
 局、二〇〇八年)一三五七番参照。「其年授司會。八法斯
 掌、九賦是均、事總歲成、功參日要」

(20) 『文苑英華』卷九〇〇職官八・東宮官一、『庾子山集注』
 卷十三参照。「俄遷司會、治小司馬。重總六軍、再操八柄」
 (21) 『周書』卷三二陸逞伝には「尋復爲司會、兼納言、遷
 小司馬」とあり、司会から小司馬に遷ったとする。

(22) 『周礼』太宰には「以八柄詔王馭羣臣。一曰爵、以馭

其貴。二曰祿、以馭其富。三曰予、以馭其幸。四曰置、以馭其行。五曰生、以馭其福。六曰奪、以馭其貧。七曰廢、以馭其罪。八曰誅、以馭其過。」とある。

(23) 墓誌には「大周元年、除軍司馬、治御正・司會、捺六府。文武交湊、簿〔簿〕領密物〔勿〕。……六年、除柱國大將軍、治中外府長史、治司會、捺六府」とある。「叱羅協墓誌」の拓本・録文については、『漢魏六朝碑刻校注』一〇冊一三八五番、拙稿「北周「叱羅協墓誌」に関する一考察―字文護時代再考の手がかりとして―」（『文学研究論集』〈明治大学大学院文学研究科〉二三、二〇〇五年）参照。『切韻』によれば、「物」と「勿」はともに入声・物に属し、「文弗反」である。上田正『切韻逸文の研究』（汲古書院、一九八四年）三五五頁参照。

(24) 現在の陝西省大荔。同州には同州宮と長春宮の二つの離宮が置かれた。武帝は宣政元年（五七八）三月に同州の離宮を廃止したが、宣帝は即位後ただちに同州宮を復活させ、大象二年（五八〇）三月には天成宮に改名した。王仲犖『北周地理志』上（中華書局、二〇〇七年、初版一九八〇年）五五―五八頁参照。覇府としての同州については、谷川道雄「西魏齊周時代の覇府と王都」（前掲註（3））谷川書、初出一九八八年）、前掲註（5）陶書一八八―二〇

〇頁参照。

(25) 『北周地理志』下八五四―八五七頁、前掲註（24）谷川論文、前掲註（5）陶書一七五―一八八頁参照。建德六年（五七七）十二月に并州宮と六府は廃止された。

(26) 『北周地理志』下九〇二―九〇四頁参照。大象元年（五七九）二月に相州六府は洛陽に移され、東京六府と改名した。

(27) 前島佳孝「西魏行台考」（前掲註（1））前島書所収、初出二〇〇九年）参照。

(28) 嚴耀中「北齊政治与尚書并省」（『魏晉南北朝史考論』上海人民出版社、二〇一〇年、初出一九九〇年）、陳琳国『魏晉南北朝政治制度研究』（天津出版社、一九九四年）一三六―一三八頁参照。

(29) 前掲註（24）谷川論文参照。

(30) 藤井律之「北朝皇帝の行幸」（前川和也・岡村秀典編『国家形成の比較研究』学生社、二〇〇五年）、前島佳孝「西魏・北周・隋初における領域統治体制の諸相」（『唐代史研究』一五、二〇一二年）、ソグド人墓誌研究ゼミナール訳注「ソグド人漢文墓誌訳注（九）西安出土「安伽墓誌」（北周・大象元年）」（『史滴』三四、二〇一二年）所収の吉田愛「同州と西魏・北周の覇府」参照。

(31) 六官制施行後も天官府に計部が置かれた。計部中大夫の職掌については、『北周六典』上八〇頁、前掲註(4) 史論文参照。

(32) 『隋書』卷二七百官志中にみえる北齊の尚書都省の左右丞の項に、「右丞各一人。掌駕部・虞曹・屯田・起部・都兵・比部・水部・膳部・倉部・金部・庫部十一曹」とある。兪鹿年『北魏職官制度考』(社会科学文献出版社、二〇〇八年)二五二頁は、北齊の制度は北魏に依拠していることから、北魏の尚書右丞も同様であったとする。『大唐六典』卷一尚書都省も、漢魏以来、尚書右丞が庫藏を管轄したことを記している。

(33) 石冬梅「論西魏尚書省的改革」(『魏晋南北朝隋唐史』二〇〇八—三、初出『許昌学院学报』二七一—一、二〇〇八年)参照。

(34) 『文苑英華』卷九〇〇職官八・東宮官一、『庚子山集注』卷十三参照。「除尚書右丞。官聯會計、務殷平準」

(35) 北魏の議については渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼—』(柏書房、一九九六年)三五—四二頁、窪添慶文「国家と政治」・「北魏の議」(『魏晋南北朝官僚制研究』汲古書院、二〇〇三年、初出一九九六年・二〇〇二年)参照。北魏後半期の尚書省については、嚴耕望

「北魏尚書制度考」(『歷史語言研究所集刊』一八、一九四八年)、同「北魏尚書制度」(『嚴耕望史學論文選集』下、中華書局、二〇〇六年、初出一九七七年)、祝総斌「兩漢魏晋南北朝宰相制度研究」(中国社会科学院出版社、一九九〇年)参照。

(36) 前掲註(1) 前島論文、前掲註(27) 前島論文参照。

(37) 前掲註(1) 前島論文参照。

(38) 前掲註(1) 前島論文(三七頁)参照。

(39) 前掲註(1) 前島論文参照。

(40) 前掲註(5) 拙稿「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察」参照。例えば高賓の本官は計部中大夫(天官・文帳管理)であり、中外府従事中郎を兼任した。柳帶韋は武藏下大夫(夏官・武器管理)を本官とし、中外府掾を兼任した。

(41) 文献史料には中外府幕僚の官命の記載がない。前掲註

(5) 拙稿「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察」において、西魏・北周の覇府幕僚の事例を収集し、その官命を推定した。従事中郎は正四命下大夫相当、列曹参军は正三命上士相当である。

(42) 前掲註(5) 拙稿「北周宇文護執政期再考」・「西魏・北周覇府幕僚の基礎的考察」参照。

(43) 『周書』卷二二柳慶伝には「晉公護初攝政、欲引爲腹

心。慶辭之、頗忤旨。……保定三年、又入爲司會」とある。しかし、慶の子の弘は中外府幕僚に就任しており、宇文護と深刻な対立関係にあったとはいえない。前掲註(5) 拙稿「北周宇文護執政期再考」参照。

(44) 「時司會李植・軍司馬孫恆等、在太祖之朝、久居權要。見護執政、恐不見容」

(45) 『周書』卷二五李遠伝附李植伝に「遠子植、在太祖時已爲相府司録、參掌朝政。及晉公護執權、恐不被任用、乃密欲誅護」とある。なお、原文は「相府司録、參掌朝政」を「相府司録參掌朝政」とするが、西魏・北周に司録參軍という官職は存在しない。『北史』卷五九李遠伝の「文帝時已爲相府司録、參掌朝政」に依拠して「軍」を除く。

(46) 「武帝時、爲内史中大夫・開府儀同三司……當塗用事、百寮皆出其下。……武帝崩、受遺輔政」

(47) 前掲註(7) 拙稿参照。

(48) 「大丞相・隨國公楊堅加大冢宰、五府總於天官」

(49) 富田健市氏は、北周の六官制を①『周礼』と同じ官職・②『周礼』に変更を加えた官職・③『周礼』と関係のない官職の三つに分類している。前掲註(2) 富田論文参照。司會は②に分類できよう。

(50) 前掲註(5) 拙稿「北周宇文護執政期再考」・「西魏・

北周霸府幕僚の基礎的考察」参照。

(51) 霸府の廃止と隋の府佐については、前掲註(5) 拙稿「西魏・北周霸府幕僚の基礎的考察」参照。隋の官制改革の意義については多くの研究がある。王素『三省制略論』(齊魯書社、一九八六年) 一六二頁、張偉国『閔隴武将与周隋政權』(中山大学出版社、一九九三年) 一三六頁は、秦漢以来の宰相独任体制から複数宰相制に変更したとする。羅永生『三省制新探——以隋和唐前期門下省職掌与地位爲中心』(中華書局、二〇〇五年) も参照。

(52) 雷聞「隋与唐前期的尚書省」(前掲註(4) 『盛唐政治制度研究』所収) 七七〜七八頁参照。

(付記) 本稿は平成二六年度科学研究費補助金(日本学術振興会特別研究員奨励費) による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員(PD))